特定都市河川浸水被害対策法に係る実務関係 事例集

令和7年3月

編著:一般財団法人 国土技術研究センター

監修:国土交通省 水管理·国土保全局 治水課

目 次

1. 本書	퇔の位置づけ	1-1
1.1.	本書の位置付け	1-1
1.2.	本書の構成	1-1
2. スク	アジュールの作成	2-1
2.1.	特定都市河川指定、流域水害対策計画策定までのスケジュール	2-1
2.2.	指定に向けたロードマップの公表	2-5
3. 協議	議会等の設置及び流域治水協議会の活用	3-1
4. 指知	它要件の確認(ガイドライン第 2 章 P2-1~P2-9)	4-1
4.1.	指定区間及び指定流域設定の考え方について	4-1
4.2.	特定都市河川の指定区間、範囲設定の考え方について	4-9
5. 関係	系部局等との調整(ガイドライン第 2 章 P2-10,2-11,2-12)	5-1
5.1.	行政部局との調整	5-1
5.2.	地元住民、民間企業等への周知	5-2
6. 法证	こ定める意見聴取等について(ガイドライン第 2 章 P2-10)	6-1
6.1.	意見聴取の流れ	6-2
7. 指氮	定に伴い必要になる事務手続き(ガイドライン第2章 P2-12,2-13)	7-1
7.1.	雨水浸透阻害行為の許可	7-1
7.2.	基準降雨の公示	7-1
7.3.	標識の設置の基準に係る条例の制定	7-5
8. 指定	定の公示	8-1
9. 流域	或水害対策協議会の設置(ガイドライン第 3 章 P3-1~3-5)	9-1
10.流填	或水害対策計画の策定(ガイドライン第 4 章 P4-1,4-10)	10-1
10.1.	流域水害対策計画の目的	10-1
10.2.	流域水害対策計画の策定フロー	10-2

1. 本書の位置づけ

1.1. 本書の位置付け

「特定都市河川浸水被害対策法に係る実務関係事例集」(以下、「本書」という。)は、特定都市河川浸水被害対策法(令和3年11月1日施行)(以下、「法」という。)に規定する各制度の手続き等について、「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を補足し、実務担当者の参考となるよう、検討手順やスケジュール等の事例を取りまとめたものである。

1.2. 本書の構成

本書の構成及びガイドラインとの対応を**図 1-1** に示す。本書は、流域水害対策計画策定に至るまでのおおまかな流れに沿って構成されており、ガイドラインの第2章「特定都市河川及び特定都市河川流域の指定」、第3章「流域水害対策協議会」、第4章「流域水害対策計画の策定」に対応する事例を示している。

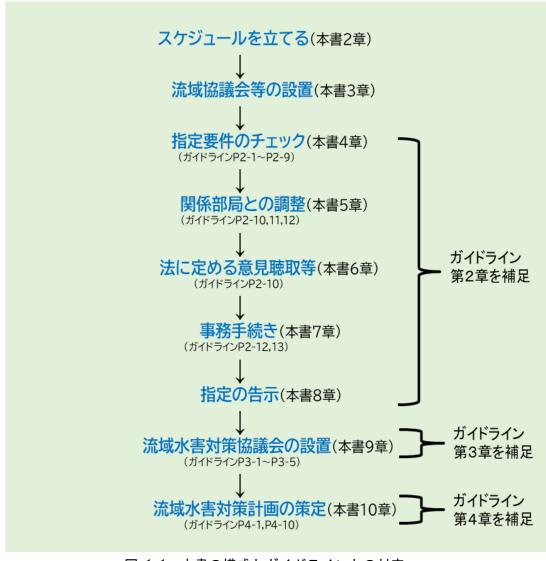


図 1-1 本書の構成とガイドラインとの対応

2. スケジュールの作成

2.1. 特定都市河川指定、流域水害対策計画策定までのスケジュール

検討開始から特定都市河川及び特定都市河川流域指定、流域水害対策計画策定に至るまでのおおまかな流れは**図 2-1** のとおりである。

地方公共団体においては、具体的なスケジュールの作成に当たり、議会決議が必要な手続き(条例制定など)について、議会の開会時期等を十分考慮する必要がある。

以下点線枠[______の詳細なスケジュールは「本書6章. 法に定める意見聴取について」に示しているので、参考にされたい。

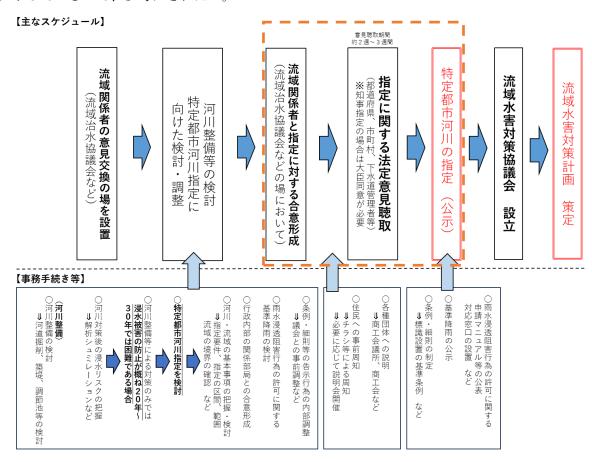


図 2-1 特定都市河川指定、流域水害対策計画策定に至るまでのおおまかな流れ

特定都市河川指定までのスケジュールに関する事例

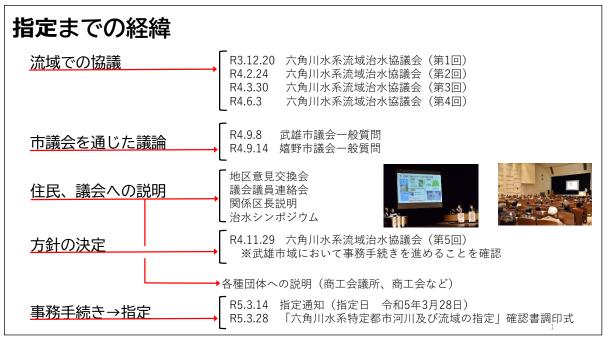
指定までのスケジュールに関する事例を以下に示す。各事例においては、指定までに要する期間も記されているが、流域関係者との合意形成の熟度によっても異なるため、指定までの流れや、指定までに行う手続き等の観点から参考にされたい。

(1) 六角川水系六角川

一級河川六角川における指定までのスケジュールを図2-2、図2-3に示す。

令和3年の法改正以降、六角川水系流域治水協議会(国・県・流域市町村が参加)において、 特定都市河川指定についての議論が進められてきた。そのうち武雄市、佐賀県で整理されたス ケジュールについて掲載する。

流域の中でも特に浸水被害が深刻である武雄市では、指定に向けて市議会においても議論が 行われた。また、地域との意見交換会やシンポジウム、市報等を通じて住民や民間企業への情 報発信を図り、制度の理解向上に努めた。

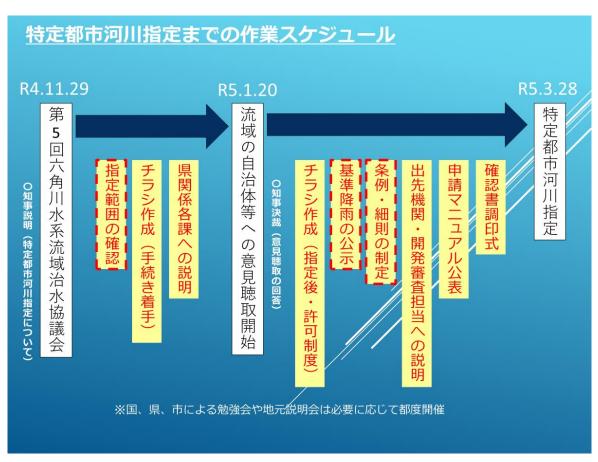


出典:令和5年九州ブロック流域治水に係る地方行政担当者会議資料より抜粋

図 2-2 六角川の指定までのスケジュール (武雄市)

佐賀県の作業スケジュールでは、議会決議による条例制定、雨水浸透阻害行為の許可申請マニュアルの作成・公表など、指定に伴い県が担う役割と各決裁手続きの時期について整理されている(図 2-3)。

指定手続きを進めるに当たり、流域治水協議会での意思表示から意見聴取開始までの期間に 行う手続き、意見聴取後から指定公示までの期間に行う手続きの大きく2つに分けて整理され ている。



出典:令和5年九州ブロック流域治水に係る地方行政担当者会議資料より抜粋

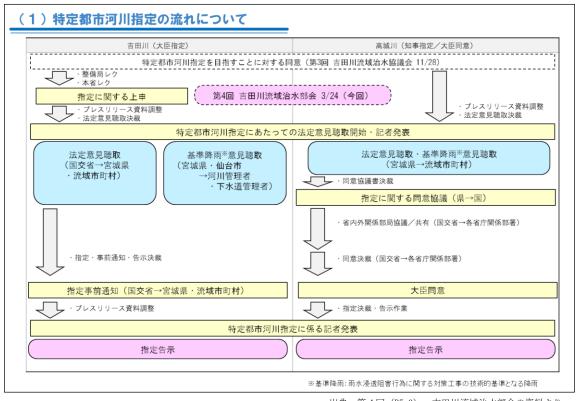
図 2-3 六角川の指定までの作業スケジュール(佐賀県)

(2) 鳴瀬川水系吉田川、高城川水系高城川

一級河川鳴瀬川水系吉田川及び二級河川高城川水系高城川では、地形特性等により両水系一体となって治水事業を実施してきた経緯から、両河川が連携して流域水害対策を検討・実施することとなった。そのため、特定都市河川指定が同時に行なわれた。

図 2-4 に、大臣指定と知事指定の両方の流れについて示す。

知事指定に当たっては大臣同意が必要になるため、国土交通本省との調整・協議期間も踏ま えてスケジュールを作成する必要がある。



出典:第4回(R5.3) 吉田川流域治水部会の資料より

図 2-4 鳴瀬川水系吉田川、高城川水系高城川の指定までの流れ(北上川下流河川事務所)

2.2. 指定に向けたロードマップの公表

特定都市河川指定及び流域水害対策計画策定に向けたロードマップ公表については、流域の関係自治体と調整が整い、対外的に指定を検討していることを公表できるようになり次第、速やかに公表することが望ましい。

また、公表に当たっては、流域の河川事務所や地方整備局等の窓口(地域河川課等)に、公表する旨を伝える必要がある。

ロードマップのひな形

事務連絡で周知されたロードマップひな形(図 2-5)、基本型 A を参考に、代表河川名、指定河川数、実施主体(河川管理者及び流域の地方公共団体)、指定、計画検討、計画策定、浸水被害対策の実施の時期を記載するものとし、流域単位で作成、公表することが望ましい。

また、やむを得ず、基本形 A の情報を公表することについて、地域の合意形成が整わない場合には、基本型 B を参考にすることができる。

基本型 A、B のように公表できない河川については、公表様式について、国土交通本省の治水課(都道府県においては、各地方整整備局の窓口(地域河川課等))に問い合わせすることが望ましい。

また基本型 B やその他の様式で公表する際は、公表時に基本型 A への情報更新時期を明示する必要がある。

【基本型A】〇〇川水系特定都市河川指定・流域水害対策計画策定のロードマップ

代表	指定	実施主体	工程					
河川	河川数		R5	R6	R7	R8	R9~	備考
AJII	15 河川	国、A県 関係20市町	指定	計画検討	浸	水被害対策の実施	ě	
BJII	10 河川	A県 関係12市町村		指定	計画検討	浸水被害效	策の実施	
CJII	5 河川	B県 関係5市町村			指定	計画検討	浸水被害対策 の実施	

【基本型B】 河川名、指定河川数(概ねの数)、実施主体、指定時期の公表について合意形成が図れた場合

代表	指定	実施主体	工程					
河川	河川 数		R5	R6	R7	R8	R9~	備考
DJII	約10 河川	国、D県 関係20市町		指定	計画検討	計画検討・ 浸水被害效		令和5年○月までに 詳細工程に更新予定

図 2-5 特定都市河川指定・流域水害対策計画策定のロードマップのひな形

ロードマップの公表事例

特定都市河川指定、流域水害対策計画策定に向けたロードマップをウェブサイトで公表している事例を**図 2-6** に示す。

• **高城川水系高城川**(出典:宮城県ウェブサイトより)



 $(URL: \underline{https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/takagikawa-tokuteitoshi2.html})$

図 2-6 高城川水系高城川のロードマップ公表事例

3. 協議会等の設置及び流域治水協議会の活用

特定都市河川指定を進めるためには、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体の水災害リスク等について議論し、流域治水の観点で治水対策を検討する場が必要である。

この議論の場は、各流域において新たに協議会等を設置することも考えられるが、「流域治水 プロジェクト」策定に当たり、全国の 109 の一級水系で設置された流域治水協議会等の既存の会 議体を活用する事例が多い。

各一級水系における流域治水協議会については、国土交通省「流域治水プロジェクト」のページに掲載されている。(URL: https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki pro/index.html)

4. 指定要件の確認 (ガイドライン第2章 P2-1~P2-9)

4.1. 指定区間及び指定流域設定の考え方について

令和3年の法改正により、指定要件が追加され、地方部を含む全国の河川に特定都市河川の指 定対象が拡大された。

特定都市河川の指定に当たっては、河川及びその流域の基本事項を把握した上で、当該河川の特定都市河川の指定要件の適否について、**図 4-1** に示す手順で 3 要件を総合的に勘案し検討することとされている。4.2 に指定要件の検討事例を示す。

〈ガイドラインからの抜粋〉

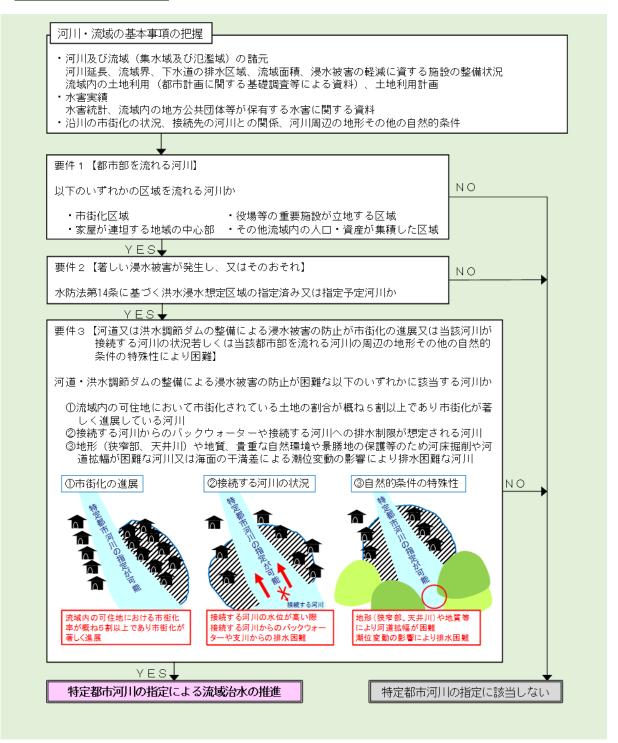


図 4-1 特定都市河川の指定要件の適否に係る検討の手順

指定要件の検討事例

指定要件について、法改正で追加された「自然的条件の特殊性」、「接続する河川の状況」の2つの要件に該当する検討事例を以下に示す。指定要件と合致しているかの根拠整理、協議資料作成に当たり参考にされたい。

(1) 特定都市河川(鳴瀬川水系吉田川)

【要件1】 都市部を流れる河川

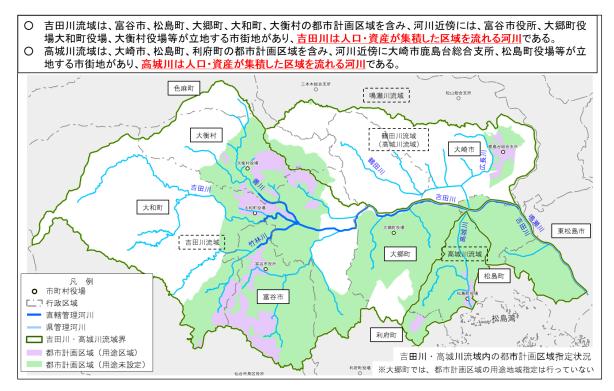
以下のいずれかの区域を流れる河川か?(以下赤字が該当)

☑市街化区域

☑役場等の重要施設が立地する区域

☑家屋が連坦する地域の中心部

☑その他流域内の人口・資産が集積した区域



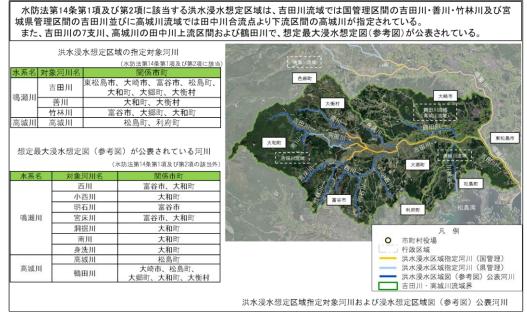
出典:第3回(R4.11) 吉田川流域治水部会の資料よ

図 4-2 鳴瀬川水系吉田川の指定要件の整理(要件1)

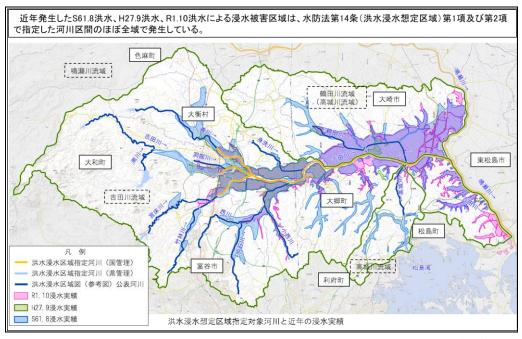
【要件2】 著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ

水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域の指定済、または指定予定河川であるか。

○ 著しい浸水被害が発生する、またはそのおそれがある河川である為、洪水浸水想定区域 の指定対象河川として指定されている。



出典:第3回(R4.11) 吉田川流域治水部会の資料より



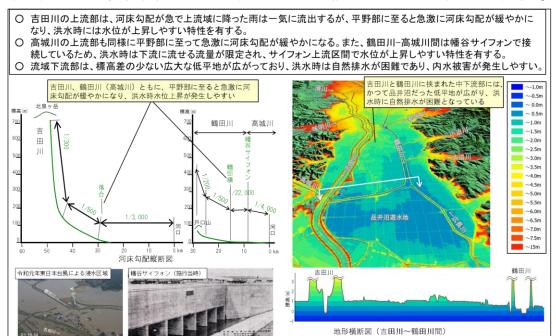
出典:第3回(R4.11) 吉田川流域治水部会の資料より

図 4-3 鳴瀬川水系吉田川の指定要件の整理 (要件 2)

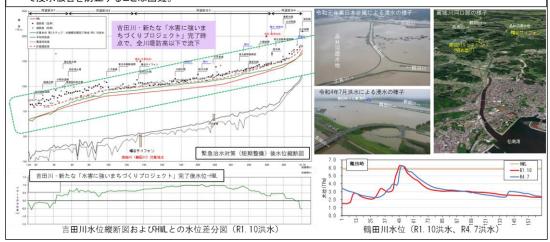
【要件3】 河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害が市街化の進展、又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形・その他の自然的条件の特殊性により困難

③ 自然的条件の特殊性に該当する。

指定する河川は、平野部に至ると急激に河床勾配が緩やかになるという地形的特殊性。



- 令和元年東日本台風を契機に、吉田川では新たな「水害に強いまちづくりプロジェクト」に取り組んでいる(令和元年東日本台風規模の洪水を計画堤防高以下で流下)。
- 河川整備計画では、河道・遊水地整備により、令和元年東日本台風規模をHWL以下で流下出来るようになるが、令和4年7 月洪水に見られるように、内水氾濫による低平地特有の浸水被害が発生するため、吉田川の河道整備だけで浸水被害を防止することは困難。
- 高城川流域の鶴田川では、洪水時は幡谷サイフォンが狭窄部となり河道内水位の堰上げが発生するため、令和元年東日本 台風や令和4年7月洪水では、越水氾濫や内水氾濫が発生した。高城川の下流部は河道沿川に家屋が密集しており河道の 拡幅が困難であり、また、途中、高城川トンネル(明治潜穴)を経由するため、河道の流下能力向上は難しく、河道整備だけ で浸水被害を防止することは困難。



出典:第3回(R4.11) 吉田川流域治水部会の資料より

図 4-4 鳴瀬川水系吉田川の指定要件の整理(要件3)

(2) 特定都市河川(石狩川水系千歳川流域等)

【要件1】 都市部を流れる河川

以下のいずれかの区域を流れる河川か?(以下赤字が該当)

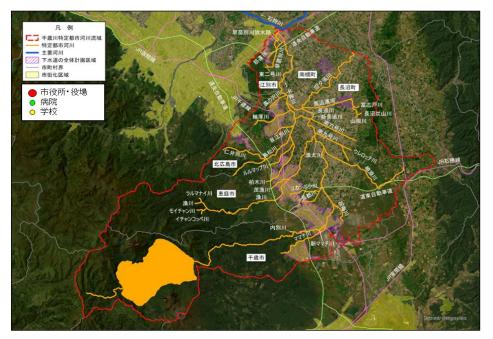
☑市街化区域

☑役場等の重要施設が立地する区域

☑家屋が連坦する地域の中心部

☑その他流域内の人口・資産が集積した区域

・ 千歳市、江別市、北広島市、恵庭市、南幌町、長沼町の市街化区域を含み、河川 近傍に各市役所・役場や医療・福祉施設、教育施設等が立地する市街地がある。



出典:北海道開発局からの提供資料より

図 4-5 石狩川水系千歳川の指定要件の整理(要件1)

【要件2】 著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ

水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域の指定済み、または指定予定河川であるか。

○ 指定する河川は、水防法第14条第1項及び第2項の各号に該当する洪水浸水想定 区域の指定対象となる河川である。



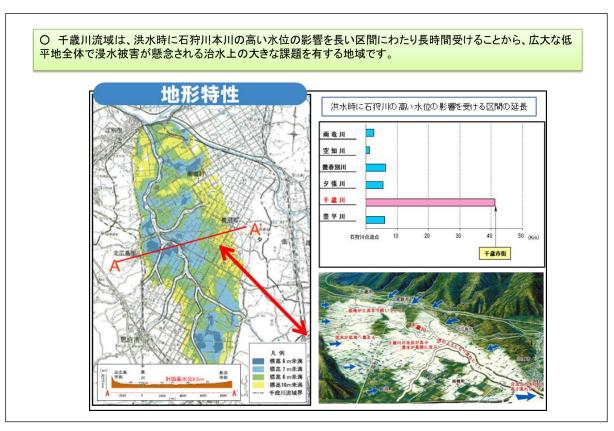
出典:北海道開発局からの提供資料より

図 4-6 石狩川水系千歳川の指定要件の整理 (要件 2)

【要件3】 河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が、市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況もしくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難

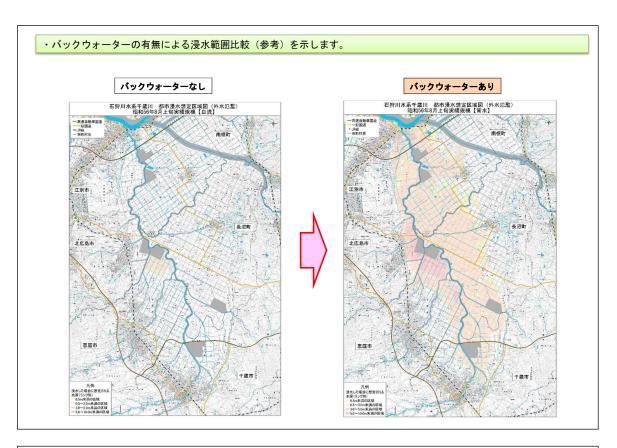
② 接続する河川の状況に該当する

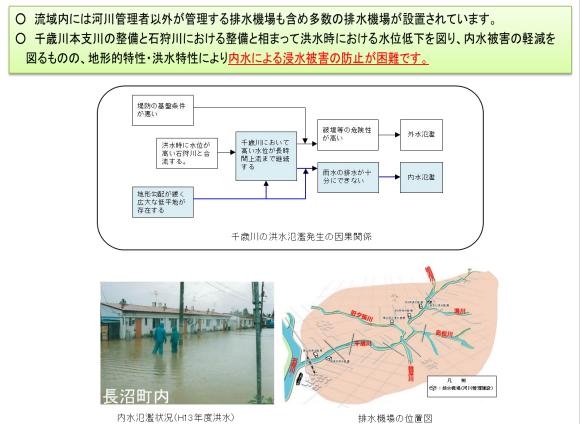
・ 指定する河川は、接続する石狩川本川からのバックウォーターの影響を受け、石狩川本川 への排水が困難な河川である。



出典:北海道開発局からの提供資料より

図 4-7 石狩川水系千歳川の指定要件の整理 (要件 3)





出典:北海道開発局からの提供資料より

図 4-8 石狩川水系千歳川の指定要件の整理(要件3)

4.2. 特定都市河川の指定区間、範囲設定の考え方について

指定区間、範囲設定の考え方について以下に示す。

〈ガイドラインからの抜粋〉

(1)特定都市河川の指定区間

特定都市河川の指定に当たっては、下流側については、浸水被害の防止の観点から適切に区間を定めることとし、上流側については、流域水害対策計画の計画期間中に整備(維持管理を含む。)を見込む区間までを連続して全て指定することが基本である。また、指定できる区間は河川法第3条1項に規定する河川(一級河川及び二級河川)の区間に限られており、準用河川の区間は特定都市河川に指定できない。

複数の河川を1つの特定都市河川と して指定する場合、これらの河川は一 体のものとして連続していなければな らない。

したがって、別の水系に属する河川を1つの特定都市河川として指定することはできず、また、同一の水系に属したとしても連続していない場合は、それぞれ、別の特定都市河川及び特定都市河川流域として指定した上で、浸水被害対策の推進を図る必要がある。(図 4-9 参照)

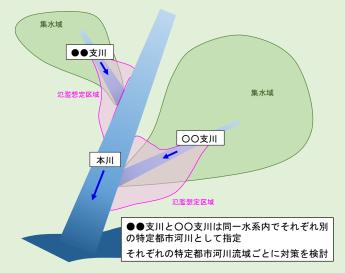


図 4-9 同一の水系に属する連続していない河川の例

(2)特定都市河川流域の指定範囲

特定都市河川流域の指定に当たっては、当該水域が流域治水に係る施策を講じる区域であることを 踏まえ、下水道の排水区域を含む降雨が当該特定都市河川に流出する「集水域」、そして当該特定都市 河川からの氾濫が想定される「氾濫想定区域」について指定する。

(3)指定における流域界の決定

特定都市河川流域に指定された土地の区域内における雨水浸透阻害行為は、特定都市河川流域の 指定後、直ちに許可の対象となる。このため、特定都市河川流域を指定する際の流域界は、精緻に定め ることが重要となる。既往の計画等における流域界は、例えば、1/25,000 縮尺の地形図等を基に定 められているが、境界付近の状況によっては、流域界が判別できず、より縮尺の大きい地形図等で判断 することが必要な場合も想定される。そのため、必要に応じて 1/2,500 縮尺の地形図や排水系統に基 づき、流域界を決定する。(図 4-10 参照)

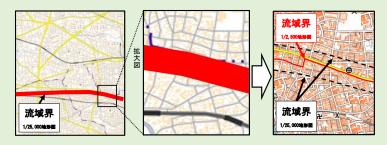


図 4-10 既存の流域界に対し 1/2,500 地形図を用いて精緻化した流域界 (イメージ)

指定範囲(流域界)の検討事例

本書では、流域界設定の整理手順について、鳴瀬川水系吉田川、高城川水系高城川の事例を示 す。

(1) 特定都市河川流域(鳴瀬川水系吉田川、高城川水系高城川) 吉田川流域

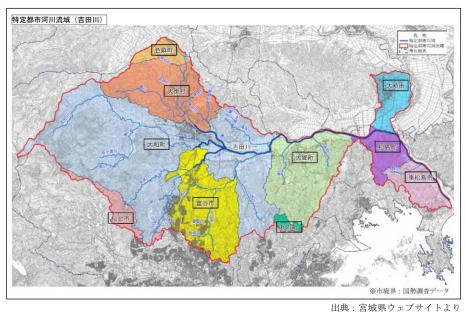
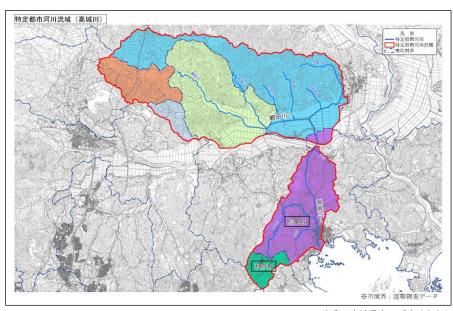


図 4-11 鳴瀬川水系吉田川の指定流域

高城川流域



出典:宮城県ウェブサイトより

図 4-12 高城川水系高城川の指定流域

【特定都市河川流域界の設定の整理手順】

- ・1/10 の雨水が自然流入する区域を特定都市河川の指定範囲の候補とした。
- ・最新の 1/2,500 地形図を用いて、山の尾根沿いに流域界の微修正を行った。
- ・1/2,500 地形図が作成されていない区域については、次いで縮尺の大きな地形図 (1/10,000、1/25,000) を用いて、流域界の確認を行った。
- ・下水道区域で吉田川流域、鶴田川・高城川流域に流入する区域は、下水道計画図及び 1/2,500 地形図より流域界の確認を行った。
- ・吉田川の氾濫域と鶴田川流域が重複する区間は、1/10の雨水が自然流入する区域で分割する ものとし、吉田川(河道)は、吉田川流域に含め、堤防天端(左岸堤防天端)で流域を分割し た。



出典:第4回 (R5.3) 吉田川流域治水部会の資料より

図 4-13 鳴瀬川水系吉田川、高城川水系高城川の特定都市河川流域界の設定①

【最新の地形図、下水道区域による流域の増減】

- ・最新の地形図を確認し、宮床ダム上流部、南川ダム上流域を特定都市河川流域に追加
- ・最新の地形図を確認し、滑川上流域を特定都市河川流域に追加
- ・流域界に隣接する下水道区域のうち、吉田川流域に流入している竹林排水区を特定 都市河川流域に追加
- ・流域外の排水区に雨水排水が行われている地区を指定範囲から除外



出典:第4回(R5.3) 吉田川流域治水部会の資料より

図 4-14 鳴瀬川水系吉田川、高城川水系高城川の特定都市河川流域界の設定②

5. 関係部局等との調整 (ガイドライン第2章 P2-10, 2-11, 2-12)

5.1. 行政部局との調整

地方整備局等、または、都道府県担当部局は、接続する河川の河川管理者、下水道管理者及び 港湾関係者並びに流域内の道路・街路担当部局、都市計画担当部局、環境担当部局、農林担当部 局、砂防担当部局その他の関係部局との調整が必要である。

行政間の合意形成に当たっては、流域治水協議会や既存の類似会議の活用、組織内の部署を横断した新しい部署を設置し、合意形成を図っている事例がある(5.2 を参照)。また、各地方整備局等に相談窓口が設置されているので活用されたい。各相談窓口の連絡先を以下に示す。

地域の相談窓口(特定都市河川ポータルサイトにも掲載)

北海道開発局流域治水推進室 TEL: 011-709-2311 (代表)

東北地方整備局流域治水推進室 TEL: 022-225-2171 (代表) (内線 3613)

関東地方整備局流域治水推進室 TEL: 048-601-3151 (代表) 北陸地方整備局流域治水推進室 TEL: 025-370-6770 (直通)

中部地方整備局流域治水推進室 TEL: 052-953-8257 (直通)

近畿地方整備局流域治水推進室 TEL: 06-6945-6355 (直通)

中国地方整備局流域治水推進室 TEL: 082-221-9231(代表)(内線 3631)

四国地方整備局流域治水推進室 TEL: 087-811-8317 (直通) 九州地方整備局流域治水推進室 TEL: 092-476-3523 (直通)

沖縄総合事務局河川課 TEL: 098-866-1911

行政部局との調整事例

(1) 六角川水系六角川

佐賀県武雄市では、治水対策を進めるための新しい部署「治水対策課」が企画部局に設置された(図 5-1)。この部署は、専属の職員のほか、関係部署からの兼務職員で構成されており、効率的に内部調整ができるようになった。また、窓口を一本化したことにより、対外的な調整も行いやすくなっている。



出典令和5年 中国ブロック流域治水に係る地方行政担当者会議資料より

図 5-1 治水対策推進のために組織横断的に設置された部署

(2) 大和川流域総合治水対策協議会

奈良県では、昭和57年から総合治水対策に取り組まれており、昭和58年に「大和川総合治水対策協議会」を設置、昭和60年に大和川流域整備計画を策定した。毎年開催する協議会では(図5-2)、流域整備計画で定めた目標に向けた流域対策の整備進捗状況を、各首長自ら報告を行っている。

参加者は地方整備局長をはじめ、県知事、市長村長が出席し、流域関係機関のトップが一堂に会している。

このような協議会が約 40 年間継続的に実施されていることもあり、治水対策に対する理解が醸成され、特定都市河川指定が円滑に進められた。



出典:奈良県田原本町 HP より

図 5-2 大和川流域総合治水対策協議会の様子

5.2. 地元住民、民間企業等への周知

流域治水を進めていく上で、当該流域の流域内住民等の主体的な関わりを得ることが不可欠であり、雨水流出抑制等に関する地域住民の啓発や協力を促進する必要がある。

雨水浸透阻害行為の許可申請や各区域指定など、流域内住民等に関わる事項も多いため、特定都市河川の指定に当たっては、流域内住民等に対し、「特定都市河川制度」の趣旨について十分な周知期間を設けることが望ましい。

特定都市河川を指定したときは、その旨を官報や公報で公示することとされている。加えて、他の手段としてウェブサイト、各種 SNS、地元ケーブルテレビ、ラジオ、広報誌、新聞など様々な媒体を用いて住民、民間企業等への周知に努めることが望ましい。次ページ以降に周知の事例を示す。

チラシによる指定前の事前周知事例

(1) 鳴瀬川水系吉田川、高城川水系高城川

吉田川、高城川では、流域治水部会において特定都市河川指定に向けた検討を進めることについて同意され、その後、指定の手続きに入る旨を広く周知するためにチラシが作成された(図 5-3、図 5-4)。チラシは意見聴取後に配布され、配布先としては役場(自由取得)、コンビニエンスストア(自由取得)、「県政だより」(全戸配布)、各役場の広報誌等により、広く周知された。

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、 吉田川・高城川流域を「特定都市河川」 および「特定都市河川流域」に指定します

鳴瀬川水系吉田川及び高城川水系高城川(鶴田川含)流域は、古くから水害に悩まされてきた地域であり、昭和61年8月洪水による被害を教訓として、全国初の試みとして「水害に強いまちづくりモデル事業」により地域が大洪水に陥っても被害を最小化する取り組みを進めてきました。しかしながら、近年も平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風、令和4年7月の大雨等で大きな浸水被害が発生しています。

今後、さらに気候変動の 影響を受け、水災害のさら なる頻発化・激甚化が予 されることを踏まえ、 での浸水被害対策を組み者 わせて、あらゆる関係者が 協働して取り組む「流域治 水」の考え方に基づく対策 が必要です。



昭和61年8月洪水による浸水の様子

令和元年東日本台風による浸水の様子

吉田川・高城川で目指す 『流域治水』の姿

特定都市河川に指定することで、河川整備を加速するとともに、水害リスクを踏まえた土地利用や流出抑制対策等に係る新たな予算・税制等も活用し、「地域を"みず"から守る上流域治水を推進していきます。



出典:宮城県のウェブサイトより

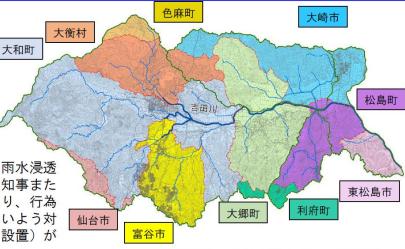
図 5-3 特定都市河川指定検討の周知チラシ①

特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制のための許可が必要となります

許可が必要な雨水浸透阻害行為とは、現在の土地に対し、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為で、その面積が1,000m²以

上のものが該当します。

特定都市河川流域において雨水浸透 阻害行為を行う場合、宮城県知事また は仙台市長の許可が必要となり、行為 前の流出雨水量より増加しないよう対 策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が 義務付けられます。



■吉田川および高城川特定都市河川流域図

田畑や原野を、宅地や舗装された道路、資材置場、駐車場にする場合や、造成済みの土地などでも、利用方法の変更により対象となることがあります。

■対象となる行為(雨水浸透阻害行為)の例 ■対策工事の例 雨水を貯留・浸透させる対策が 1. 「宅地等以外の土地」を「宅地等 2. 「宅地等以外の土地」への「太 必要になります 」にするために行う土地の形質の 陽光発電施設」の設置 透水性舗装 太陽光発電施設 耕地 宇地 3. ローラー等により土地を締め固 4. 土地の舗装(不透水性の材料で める行為 覆うこと) 資材置き場 資材置き場 駐車場 原野 (未舗装) (未舗装) 雨水タンク 「宅地等」に含まれる土地:宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場 「宅地等以外の土地」:山地、林地、耕地、原野等(注:太陽光発電施設は宅地に該当) 雨水浸透ます

雨水浸透阻害行為の許可申請の受付窓口(予定)

宮城県内(仙台市以外): 宮城県土木部河川課 TEL: 022-211-3173 仙台市内 : 仙台市建設局下水道建設部河川課 TEL: 022-214-8836

出典:宮城県のウェブサイトより

図 5-4 特定都市河川指定検討の周知チラシ②

チラシによる指定後の周知事例

(1) 鳴瀬川水系吉田川、高城川水系高城川

令和5年7月18日に指定の公示をしたことに対しても、広く周知するためにチラシが作成されている(図5-5、図5-6)。チラシには、指定と同時に運用される「雨水浸透阻害行為の許可申請」についても掲載されている。

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、 令和5年7月18日指定 吉田川・高城川流域を「特定都市河川」 および「特定都市河川流域」に指定しました

鳴瀬川水系吉田川及び高城川水系高城川(鶴田川含)流域は、古くから水害に悩まされてきた地域であり、昭和61年8月洪水による被害を教訓として、全国初の試みとして「水害に強いまちづくりモデル事業」により地域が大洪水に陥っても被害を最小化する取り組みを進めてきました。しかしながら、近年も平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台

風、令和4年7月の大雨等で大きな浸水被害が発生しています。

今後、さらに気候変動の影響を受け、水災害のさらなる頻発化・激甚化が予測されることを踏まえ、流域での浸水被害対策を組み合わせて、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の考え方に基づく対策が必要です。

特定都市河川に指定することで、河川整備を加速するとともに、地域を当また土地利係る新たな予算・税制等も活用し、「地域を"みず"から守る」流域治水を推進していきます。



B III III.

昭和61年8月洪水による浸水の様子

令和元年東日本台風による浸水の様子

吉田川・高城川流域の概要 色麻町 大崎市 大衡村 大和町 荻ヶ倉川 東松島市 大郷町 仙台市 利府町 指定した河川 (国管理) 指定した河川 (県管理) 吉田川流域 高城川流域 国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所 問い合わせ先/ TEL: 0225-94-9847 宮城県土木部河川課 TEL: 022-211-3173

出典:宮城県のウェブサイトより

図 5-5 特定都市河川指定後の周知チラシ①

特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制のための許可が必要です

許可が必要な雨水浸透阻害行為とは、現在の土地に対し、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為で、その面積が1,000m²以上のものが該当します。

特定都市河川流域において雨水浸透阻害行為を行う場合、宮城県知事または仙台市長の許可が必要となり、行為前の流出雨水量より増加しないよう対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が義務付けられます。

■対象となる行為(雨水浸透阻害行為)の例

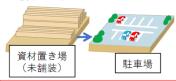




原野の資材置き場(未舗装)

2. 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置 財地 太陽光発電施設

4. 土地の舗装(不透水性の材料で 覆うこと)



「宅地等」に含まれる土地:宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場 「宅地等以外の土地」:山地、林地、耕地、原野等(注:太陽光発電施設は宅地に該当)

■対策工事の例

雨水を貯留・浸透させる対策が 必要になります

透水性舗装



No

雨水浸透阻害行為の許可申請フロー

特定都市河川流域内で、事業の規模は1,000m²以上ですか?

特定都市河川流域の詳細図は、北上川下流河川事務所、宮城県土木部河川課のホームページでご確認ください

Yes

事前協議が必要です

【確認事項】

- ・現在及び計画の土地利用、土地利用毎の面積
- ・雨水浸透阻害行為の面積算定 等

【必要書類】

・宮城県、仙台市ホームページよりご確認ください

事前協議は不要ですが、

雨水流出抑制の努力義務があります (特定都市河川浸水被害対策法 第40条)

雨水浸透阻害行為の面積は1,000m2以上ですか?

Yes

雨水浸透阻害行為の<mark>許可申請が必要</mark>です (特定都市河川浸水被害対策法第30条)

【確認事項】

- · 対策工事 等
- 【必要書類】
 - ・宮城県、仙台市ホームページよりご確認ください

雨水浸透阻害行為の**許可申請は不要**ですが、 雨水流出抑制の努力義務があります (特定都市河川浸水被害対策法第40条)

※開発に伴い必要となる都市計画法など、他の法令などに基づく手続きを不要とするものではありません。

許可申請の受付窓口/宮城県内(仙台市以外) 仙台市内(市街化区域内)

仙台市内(市街化区域内) 仙台市内(市街化調整区域内) 宮城県土木部河川課

仙台市建設局下水道建設部下水道計画課

仙台市建設局下水道建設部河川課

TEL: 022-211-3173

TEL: 022-214-8830 TEL: 022-214-8836

出典:宮城県のウェブサイトより

図 5-6 特定都市河川指定後の周知チラシ②

広報誌による周知事例

(1) 六角川水系六角川(武雄市)

佐賀県武雄市では、毎月発行されている市の広報誌に「武雄の治水」というページを設けて おり(図 5-7)、市内で取り組んでいる治水対策や特定都市河川に関する制度説明を住民にわ かりやすく届ける工夫がなされている。



出典:武雄市ウェブサイト 武雄の治水より

(2) 大和川水系大和川

奈良県では、大和川ジャーナルという広報誌を年2回作成し、流域全戸に配布(**図5-8**)。 治水対策の取り組みや防災情報、気象情報のほか、河川環境など幅広く掲載されている。



出典: 奈良県のウェブサイト 大和川ジャーナルより

図 5-8 大和川ジャーナル 第 13 号の表紙

その他の周知事例

(1) シンポジウムの開催

特定都市河川指定されたいくつかの自治体(事例は吉田川流域、六角川流域)では、シンポ ジウムを開催し、ハード・ソフト一体となった治水対策について、地域の方々も交えた意見交 換を実施している(図5-9、図5-10)。

このような取り組みは、地域の防災意識を高め、流域治水を自分事化することにも有益であ る。



図 5-9 江合・鳴瀬・吉田川 流域治水シンポジウム



避難所運営を市民と共に~熊本地震で得た教訓~

●講師 大塚和典氏(Bosai Tech 株式会社 代表取締役)

(講師からのメッセージ)

突如地震に襲われた熊本、行政も市民もまさか熊本で大規模地震が起こるなんて思ってもいませんでした。地震対策、心の準備のないままに行政職員も市民も何をどうしたらいいのか混乱しました。 避難所の運営、物資の配送、り災証明等、初めて行う業務に戸惑い。市民も初めて避難所での避難生活に困惑。ルールや情報が入らない生活に不安や不満が積もる日々が始まる。

熊本市では市民と共に避難所運営の課題を検証し、改善を行い、次の災害に備え「自助」「共助」「公助」で協力し備えを開始しています。今回はどの様に備えを行っているのかをお話しします。



第2部

治水シンポジウム 15時10分~17時

六角川流域水害対策計画を分かりやすく

~治水対策をまちづくりにいかす~

「六角川流域水害対策計画」とは、令和5年3月に特定都市河川に指定された六角川流域で現在策定中の計画です。新たに盛り込まれる治水対策の内容をお伝えしながら、これからのまちづくりにどういかしていくのか議論します。

● 登壇者 寺尾直樹 氏(九州地方整備局 武雄河川事務所長)

永松義敬 氏(佐賀県県土整備部理事)

小松 政 (武雄市長)

● アドバイザー 塚原健一 氏 (九州大学工学研究院附属アジア防災研究センター長)三戸勇二 氏 (UR都市機構九州支社都市再生業務部まちづくり支援課長)

ロビーほか 防災展示等 13時~15時10分まで

佐賀県防災士会、武雄市社会福祉協議会、公益社団法人シビックフォース 一般社団法人おもやい、株式会社サガシキ、株式会社日産サティオ佐賀

出典:武雄市ウェブサイトより

図 5-10 防災フェスタ、治水シンポジウム in 武雄市

(2) 地元住民等への説明会の開催

北上川下流河川事務所では、流域治水の取り組みや考え方等について、流域の関係機関や地元住民等からの要望を受けて説明会を開催している(図 5-11)。このような取り組みは、流域関係者と合意形成を図る手法のひとつとして有益である。



出典:令和5年 中国ブロック流域治水に係る地方行政担当者会議資料より

図 5-11 北上川下流河川事務所の説明会実施状況

(3) 現場パトロールの実施

北上川下流河川事務所では、住民との対話のために「吉田川流域治水パトロール」として現場調査を実施している(図 5-12)。現場に行かないとわからないこと、地元住民の思いなど現場で意見交換を行い、お互いの取り組みについて理解促進に努めている。



出典:令和5年 中国ブロック流域治水に係る地方行政担当者会議資料より

図 5-12 北上川下流河川事務所の流域治水パトロール実施状況

6. 法に定める意見聴取等について (ガイドライン第 2 章 P2-10)

特定都市河川指定に伴い、必要な意見聴取について以下に示す。

<ガイドラインより抜粋>

● 流域内の都道府県知事及び市町村長、下水管理者への意見聴取

特定都市河川等を指定する際には、流域における浸水被害の実態、流域の地形等について十分把握する必要があるため、流域内の都道府県知事及び市町村長(都道府県知事が指定する場合は市町村長)、下水道管理者の意見を聴かなければならない。

● 流域内の都道府県知事及び市町村長への意見聴取

指定を行おうとする際に、流域内の都道府県知事、または、市町村長が意見を述べる時は、 関係部局の意見を取りまとめることが望ましい。

● 下水道管理者への意見聴取

特定都市河川等を指定する際には、下水道の排水区域について指定する必要がある。このため、流域における下水道計画、下水道の整備状況、下水道に起因する内水被害の実態について 熟知している下水道管理者の意見を聴かなければならない。

下水道の管理は原則として市町村又は都道府県が行うものとされているが、一部事務組合が管理を行う場合など下水道管理者が市町村長、または、都道府県知事と一致しない場合も想定されることから、ここでは下水道管理者への意見聴取を、流域内の都道府県知事及び市町村長とは区別して位置付けている。

● 国土交通大臣への同意付き協議

一級河川の指定区間の管理のうち河川整備計画の策定等については国土交通大臣の認可(河川法第79条第1項)を、二級河川の管理のうち河川整備基本方針及び河川整備計画の策定等については国土交通大臣の同意付き協議(河川法79条第2項)を要することとされていることから、特定都市河川等の指定についても、国土交通大臣に同様の関与を求めることとしている。

都道府県知事が特定都市河川等の指定を行おうとするときは、国土交通大臣への同意付き協議に先立ち、市町村長及び下水道管理者への意見聴取を行っておかなければならない。

6.1. 意見聴取の流れ

合意形成から意見聴取、指定公示までの一般的な流れを以下に示す。 流れについては大臣指定(図 6-1)、知事指定(図 6-2)の2パターンがある。

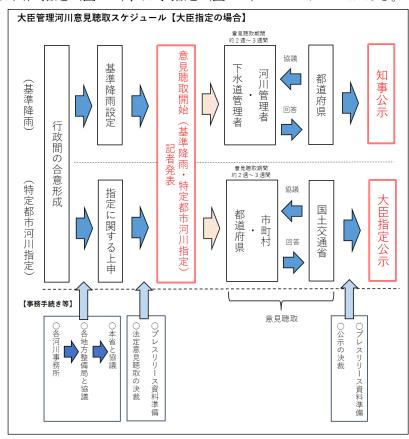


図 6-1 大臣管理河川の意見聴取スケジュール

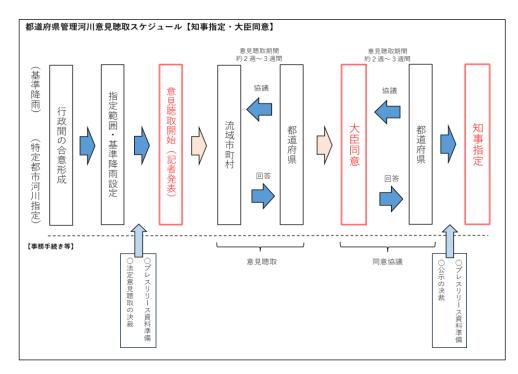


図 6-2 都道府県管理河川の意見聴取スケジュール

意見聴取開始の記者発表事例

(1) 菊川水系黒沢川

特定都市河川指定に向けて意見聴取を開始することを周知する記者発表について、黒沢川の 事例を**図 6-3** に示す。



~法改正後、直轄管理河川では静岡県内初~

国土交通省では、静岡県の菊川水系黒沢川流域において、特定都市河川浸水 被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しましたの でお知らせします。

- 国土交通省では、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定 都市河川浸水被害対策法に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大 し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を加速 化することとしています。
- この度、一級河川菊川水系黒沢川等において、「特定都市河川」の指定に向けた手 続きに着手しました。
- 〇 今後、同法第3条第8項の規定に基づき、関係機関(黒沢川流域に係る静岡県、菊川市の長)への意見聴取を行います。

(添付資料)

別 紙 「流域治水」の本格的な実践に向けた「菊川水系黒沢川」の特定都市河川への指定参 考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

【問合せ先】

〇河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455

〇下水道に関すること

水管理·国土保全局 大臣官房参事官(上下水道技術)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432

図 6-3 意見聴取開始の記者発表(菊川水系黒沢川)

7. 指定に伴い必要になる事務手続き (ガイドライン第2章 P2-12, 2-13)

指定に伴い必要となる事務手続きについて、表 7-1 に示す。

本章では、このうち「雨水浸透阻害行為の許可」「基準降雨の公示」「標識の設置の基準に係る 条例の制定」について、事例等を掲載する。

表 7-1 特定都市河川等の指定に伴い即時に施行される事務等

分類	事務の内容	根拠法令	備考
指定と同時に 施行される事務	雨水浸透阻害行為の許可	法第30条	
指定をする旨の 公示の日に 実施する事務	基準降雨の公示	令第9条第2項	事前の 意見聴取手続が必要 条例の制定は不要
	流域水害対策協議会の組織	法第6条、 第7条	
	流域水害対策計画の策定	法第4条	
指定後、早期に 実施する事務	標識の設置の基準に係る条例の制定		
	・対策工事により設置された雨水貯留浸透施設 ・保全調整池 ・貯留機能保全区域	法第38条第3項、 第45条第1項、 第54条第1項	

7.1. 雨水浸透阻害行為の許可

雨水浸透阻害行為の許可は、特定都市河川流域において、河川管理者等が計画的に行う浸水被害防止のための対策による効果が減殺しないようにするため、開発等の行為により生じる流出雨水量の増加について、当該行為を行う者に対策を求める制度である。

指定公示と同時に施行するため、事前に許可申請窓口の設置やガイドラインなどの作成及びウェブサイトなどで公表する必要がある。国土交通省の特定都市河川ポータルサイトに、法改正前に指定された河川で作成している技術資料について掲載しているので、参考にされたい。

特定都市河川ポータルサイト

(URL: https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/portal.html)

雨水浸透阻害行為の許可申請ガイドラインの事例

(1) 鳴瀬川水系吉田川

宮城県では、吉田川の特定都市河川指定に伴い、雨水浸透阻害行為の許可申請ガイドライン を県のウェブサイトで公表している。

(URL: https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/usuishintousogaikoui.html)

7.2. 基準降雨の公示

雨水浸透阻害行為の許可申請に伴い、流出雨水量を算出するための基準降雨を定める必要がある。都道府県知事等は特定都市河川指定と同時に基準降雨を公示しなければならない。基準降雨の規模については、年超過確率 1/10 として全国一律の基準を定めているが、都道府県等の長

が必要があると認めるときは、当該特定都市河川流域の降雨の特性を勘案し、当該特定都市河川 流域を2つ以上の区域に区分して、それぞれの区域ごとに基準降雨を定めることができる。この 場合、流域内の関係機関間において十分調整を図ることが望ましい。その他の考え方については、 ガイドラインを参照されたい。

また、河川管理者及び下水道管理者への意見聴取が必要となるため、意見聴取の手続きの流れについては、本書の「法に定める意見聴取について」を参考にされたい。

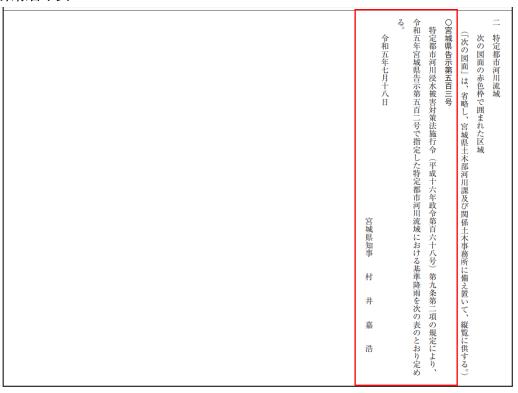
基準降雨の公示事例

(1) 鳴瀬川水系吉田川、高城川水系高城川

基準降雨の公示について、宮城県の事例を掲載する。

県報による告示文(**図 7-1**、**図 7-2**) と宮城県ウェブサイトにて公表している例(**図 7-3**) を以下に示す。

県報告示文



出典:宮城県のウェブサイトより

図 7-1 宮城県 基準降雨の県報(告示文)

降雨波形 : 中央集中型 24時間総雨量 : 中央集中型

生起確率 : 10年に1度 最大降雨強度 (1時間) : 54.52mm/hr 最大降雨強度 (10分) : 116.03mm/hr

						HX.	大降雨强度	2 (10/)/		116.03mr	11/ 111
時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
	0-10	2.99		0-10	4.86		0-10	64.16		0-10	4.7
	10-20	3.02		10-20	4.96		10-20	38.39		10-20	4.6
0	20-30	3.05	6	20-30	5.06	12	20-30	28.54	18	20-30	4.5
U	30-40	3.08	0	30-40	5.17	12	30-40	23.14	10	30-40	4.4
	40-50	3.11		40-50	5.28		40-50	19.67		40-50	4.4
	50-60	3.14		50-60	5.40		50-60	17.23		50-60	4.3
	0-10	3.18		0-10	5.53		0-10	15.41		0-10	4.5
	10-20	3.21		10-20	5.67		10-20	14.00		10-20	4.
	20-30	3.25	,	20-30	5.81	10	20-30	12.86	19	20-30	4.
1	30-40	3.28	7	30-40	5.96	13	30-40	11.92	19	30-40	4.
	40-50	3.32		40-50	6.13		40-50	11.13		40-50	4.
	50-60	3.36		50-60	6.30		50-60	10.46		50-60	3.
	0-10	3.40		0-10	6.49		0-10	9.88		0-10	3.
	10-20	3.44		10-20	6.69		10-20	9.37		10-20	3.
	20-30	3.48		20-30	6.91		20-30	8.92		20-30	3.
2	30-40	3.52	8	30-40	7.15	14	30-40	8.52	20	30-40	3.
	40-50	3.56		40-50	7.40		40-50	8.16		40-50	3.
	50-60	3.61		50-60	7.69		50-60	7.84		50-60	3.
	0-10	3.65		0-10		0-10	7.54		0-10	3.	
	10-20	3.70		10-20	8.34		10-20	7.27		10-20	3.
	20-30	3.75		20-30	8.71		20-30	7.03		20-30	3.
3	30-40	3.80	9	30-40	9.14	15	30-40	6.80	21	30-40	3.
	40-50	3.86		40-50	9.62		40-50	6.59		40-50	3.
	50-60	3.91		50-60	10.16		50-60	6.39		50-60	3.
	0-10	3.97		0-10	10.78		0-10	6.21		0-10	3.
	10-20	4.03		10-20	11.51		10-20	6.04		10-20	3.
	20-30	4.09		20-30	12.37	40	20-30	5.89		20-30	3.
4	30-40	4.15	10	30-40	13.40	16	30-40	5.74	22	30-40	3.
	40-50	4.22		40-50	14.66		40-50	5.60		40-50	3.
	50-60	4.29		50-60	16.26		50-60	5.47		50-60	3.
	0-10	4.36		0-10	18.36		0-10	5.34		0-10	3.
	10-20	4.43		10-20	21.24		10-20	5.23		10-20	3.
_	20-30	4.51		20-30	25.50		20-30	5.11		20-30	3.
5	30-40	4.59	11	30-40	32.60	17	30-40	5.01	23	30-40	3.
	40-50	4.68		40-50	47.42		40-50	4.91		40-50	3.
	50-60	4.77		50-60	116.03		50-60	4.81		50-60	2.

出典:宮城県のウェブサイトより

図 7-2 宮城県 基準降雨の県報 (基準降雨表)

宮城県ウェブサイトでの公表例

 $(URL: \underline{https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/takagikawa-tokuteitoshi2.html})$

特定都市河川の指定状況

宮城県内の特定都市河川の指定状況は以下のとおりです。

代表河川	指定日	特定都市河川	特定都市河川流域	基準降雨
一級河川鳴瀬川水	R5.7.	<u>区間表(PDF:2</u>	<u>PDF</u> <u>流域図(PDF:3,8</u>	<u>基準降雨表(PDF:</u>
系吉田川		16KB)	<u>08KB)</u>	430KB)
二級河川高城川水	R5.7.	<u>区間表(PDF:9</u>	<u>PDF</u> <u>流域図(PDF:32,</u>	<u> 基準降雨表(PDF:</u>
系高城川		<u>8KB)</u>	<u>087KB)</u>	

特定都市河川流域における基準降雨

降雨波形 : 中央集中型 24時間総雨量 : 中央集中型

 生起確率 : 10年に1度
 最大降雨強度 (1時間) : 54.52mm/hr

 最大降雨強度 (10分) : 116.03mm/hr

						取	人阵附独员	纟(10分)	•	110.03mi	11/ 111
時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
	0-10	2.99		0-10	4.86		0-10	64.16		0-10	4.72
	10-20	3.02		10-20	4.96		10-20	38.39		10-20	4.63
0	20-30	3.05	6	20-30	5.06	12	20-30	28.54	18	20-30	4.55
١	30-40	3.08	0	30-40	5.17	12	30-40	23.14	10	30-40	4.47
	40-50	3.11		40-50	5.28		40-50	19.67		40-50	4.40
	50-60	3.14		50-60	5.40		50-60	17.23		50-60	4.32
	0-10	3.18		0-10	5.53		0-10	15.41		0-10	4.25
	10-20	3.21		10-20	5.67		10-20	14.00		10-20	4.19
1	20-30	3.25	7	20-30	5.81	13	20-30	12.86	19	20-30	4.12
l ' l	30-40	3.28	′	30-40	5.96	10	30-40	11.92	13	30-40	4.06
	40-50	3.32		40-50	6.13		40-50	11.13		40-50	4.00
	50-60	3.36		50-60	6.30		50-60	10.46		50-60	3.94
	0-10	3.40		0-10	6.49		0-10	9.88		0-10	3.88
	10-20	3.44		10-20	6.69		10-20	9.37		10-20	3.83
2	20-30	3.48	8	20-30	6.91	14	20-30	8.92	20	20-30	3.78
	30-40	3.52	0	30-40	7.15	14	30-40	8.52	20	30-40	3.73
	40-50	3.56		40-50	7.40		40-50	8.16		40-50	3.68
	50-60	3.61		50-60	7.69		50-60	7.84		50-60	3.63
	0-10	3.65		0-10	7.99		0-10	7.54		0-10	3.59
	10-20	3.70		10-20	8.34		10-20	7.27		10-20	3.54
3	20-30	3.75	9	20-30	8.71	15	20-30	7.03	21	20-30	3.50
٥	30-40	3.80	9	30-40	9.14	10	30-40	6.80	21	30-40	3.46
	40-50	3.86		40-50	9.62		40-50	6.59		40-50	3.42
	50-60	3.91		50-60	10.16		50-60	6.39		50-60	3.38
	0-10	3.97		0-10	10.78		0-10	6.21		0-10	3.34
	10-20	4.03		10-20	11.51		10-20	6.04		10-20	3.30
4	20-30	4.09	10	20-30	12.37	16	20-30	5.89	22	20-30	3.26
*	30-40	4.15	10	30-40	13.40	10	30-40	5.74	22	30-40	3.23
	40-50	4.22		40-50	14.66		40-50	5.60		40-50	3.19
	50-60	4.29		50-60	16.26		50-60	5.47		50-60	3.16
	0-10	4.36		0-10	18.36		0-10	5.34		0-10	3.13
	10-20	4.43		10-20	21.24		10-20	5.23		10-20	3.10
5	20-30	4.51	11	20-30	25.50	17	20-30	5.11	23	20-30	3.07
9	30-40	4.59	""	30-40	32.60	17	30-40	5.01	23	30-40	3.04
	40-50	4.68		40-50	47.42		40-50	4.91		40-50	3.01
	50-60	4.77		50-60	116.03		50-60	4.81		50-60	2.98

図 7-3 宮城県 基準降雨の公表 (ウェブサイト)

7.3. 標識の設置の基準に係る条例の制定

法第 38 条、45 条、54 条の規定により、対策工事により設置された雨水貯留浸透施設、保全調整池、貯留機能保全区域であることを明示するために標識を設置する必要がある。

また、都道府県知事等においては、標識の設置に先立ち、法施行規則第27条第1項(参酌基準)に基づき標識の設置基準等に関する条例を定める必要があるが、参酌基準は、国が設定する従うべき基準として条例の内容そのものを直接的に拘束しているものではなく、十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されているものであることに留意されたい。

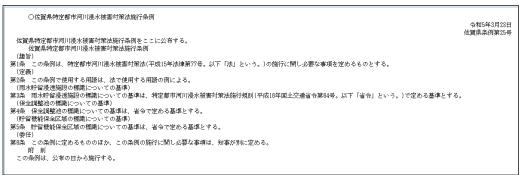
標識設置事例

(1) 六角川水系六角川(佐賀県)

六角川の指定に伴い佐賀県が定めた標識設置基準等に関する条例の事例を掲載する。

条例の制定に当たっては、議会決議が必要になるため、指定と併せて早めの手続きが望ましい。佐賀県では、指定公示と同時に関連する条例を制定及び公布している。

図 7-4 から図 7-6 に、条例及び各条例の基準を定めている施行細則(省令)を示す。



出典:佐賀県のウェブサイトより

図 7-4 佐賀県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

佐賀県特定都市河川浸水被害対策法施行細則をここに公布する。 令和5年3月28日 佐賀県知事 山 口 祥 義 佐賀県特定都市河川浸水被害対策法施行細則 (趣旨) (應質) 第1条 この規則は、特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号。以下「法」という。)の施行に関し、特定都市河川浸水被害対策 法施行令(平成16年数令第168号)、特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成16年国土交通省令第64号。以下「省令」という。)及び 佐賀県特定都市河川浸水被害対策法施行条例(令和5年佐賀県条例第25号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則で使用する用語は、法及び省令で使用する用語の例による。 第2条 この規則で使用する用面は、は及び含むで使用する用面の例による。 (雨水浸透阻害行為協議者の路付限部)第3条 省令第16条第1項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第18条第1項各号に掲げる図書を添付しなければならない。 (計画説明書) 第4条 省令第16条第2項の計画説明書の様式は、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書(別記様式第1号)のとおりと 前項の雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書には、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の工事工程表を添付 しなければならない。 (雨水浸透阻害行為の許可の変更の申請等) 第5条 法第37条第2項の申請書の標式は、雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書(別記様式第2号)のとおりとする。 2 法第37条第3項の規定による届出は、雨水浸透阻害行為変更届出書(別記様式第3号)を提出することにより行わなければならない。 3 法第37条第4項において準用する法第35条の協議は、雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書を提出することにより行わなければならない。 第1項及び前項の雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書には、省令第18条第1項各号に掲げる図書のうち法第31条第1項各号に掲げる事項の変更(法第37条第1項ただし書に該当するものを除く。)に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。 5 省令第18条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する図書について準用する。 (雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出) 第6条 法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに、その旨を記載した雨水 浸透阻害行為に関する工事着手届出書 (別記様式第4号) により、知事に届け出なければならない

出典: 佐賀県のウェブサイトより

図 7-5 佐賀県特定都市河川浸水被害対策法施行細則①

(工程の終了の報告)

- 第7条 法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が次に掲げる工程を含む場合において、当該工程に係 る工事を終了するときは、その終了の日の3日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。
 - (1) 地下構造を有する雨水貯留浸透施設の設置
 - (2) 前号に掲げるもののほか、あらかじめ知事が指定する工程
 - (雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書)
- 第8条 省令第26条第1項に規定する雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面(縮尺2,500分の1以上のものに限る。)
- (2) 雨水貯留浸透施設の構造詳細図 (縮尺500分の1以上のものに限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
- (雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書)
- 第9条 省令第26条第2項に規定する雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあっては、廃止時の当該土地の現況地形図(縮尺2,500分の1以上のものに限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書 (検査済証の交付)
- 第10条 知事は、法第38条第2項の規定による検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が法第32条の政令で定める技術的基準に適合すると認めたときは、雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証(別記様式第5号)を法第30条の許可を受けた者に交付する。 (標識の様式)

第11条 次の各号に掲げる標識は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第38条第3項に規定する標識 別記様式第6号
- 法第41条第3項に規定する標識 別記様式第7号 (2)
- (3) 法第45条第1項に規定する標識 別記様式第8号 (4) 法第54条第1項に規定する標識 別記様式第9号
- (5) 法第73条第3項に規定する標識

(身分証明書)

第12条 法第42条第2項、第74条第2項及び法第77条第5項において準用する法第74条第2項に規定する身分を示す証明書は、国土交通省の 所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年国土交通省令第68号) の別記様式により作成するものとする。

(書類の提出部数)

別記様式第6号(第11条関係)

— 90 センチメートル -

雨水貯留浸透施設

佐 賀 県

施設の名称

検査済証番号

施設の容量又は規模及び構造の概要

佐賀県知事の許可を要する行為

施設の管理者及び連絡先

標識の設置者及び連絡先

- この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係 る工事により設置されたものです。
- 注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、こ の様式により難い場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8 センチメートル、横15センチメートル」とする。

出典: 佐賀県のウェブサイトより

70

セン チ

ル

図 7-6 佐賀県特定都市河川浸水被害対策法施行細則②

8. 指定の公示

指定の公示について、大臣指定の公示、知事指定の公示事例について以下に示す。指定公示の スケジュール例については、「本書 6.2 意見聴取の流れ」に記載しているので、参考にされたい。

指定公示の事例

(1) 大和川水系大和川(大臣指定・官報告示)



出典:インターネット官報より

図 8-1 大和川水系大和川 指定公示(官報告示①)

			2月2		金曜			3		報	1014	T.I.		644			-1-		
取川	田川	葛城川	葛下川	曽我川	米川川	飛鳥川	寺川	布留川	能登川	高瀬川	地蔵院川	秋篠川	岩井川	雄川	竜田川	佐保川	大和川	有	
左岸 高市郡高取町大字上子島字マトバ二番の六地 地先 高市郡高取町大字上子島字マトバ二番の六地	1	右岸 御所市大字鴨神字上野一五八九番地先左岸 御所市大字鴨神字前ブケ四二九番地先	右岸 葛城市大字南今市字五反田五〇四番の二地先地先 葛城市大字南今市字ナツメハラー七四番の一	右岸 御所市大字重阪字内谷六三九番地先左岸 御所市大字重阪字内谷六四三番の一地先	右岸 桜井市大字高家字ナカデー〇四八番地先	道栢森橋高市郡明日香村大字栢森字ウエダー七七番地先の村	桜井市大字鹿路字辻本一四六番地先の県道辻本橋	右岸 天理市苣原町字下代一九四一番地先左岸 天理市苣原町字下代川向二〇一四番地先	奈良市高畑町字市の井一五〇一番の二地先の市道橋	右岸 奈良市米谷町ダイド一四六八番の二地先左岸 奈良市米谷町ゴダニー五八四番の一地先	奈良市藤原町字十六一番二地先	右岸 奈良市学園朝日元町二丁目六八九番の一地先左岸 奈良市中山町西一丁目七五五番の一地先	奈良市紀寺町字中谷一一一九番一地先県道六度橋	右岸 生駒市高山町字庄田四六〇六番地先左岸 生駒市高山町字滝ノ口四九五八番地先	右岸 生駒市俵口町一八二番地先左岸 生駒市俵口町一八三番地先	右岸 奈良市中ノ川町字クレ橋八二五番地先左岸 奈良市中ノ川町字石出一二一七番地先	桜井市大字小夫地先の県道笛吹橋	上流端	区
曽我川への合流点	曽我川への合流点	曽我川への合流点	大和川への合流点	大和川への合流点	寺川への合流点	大和川への合流点	大和川への合流点	大和川への合流点	岩井川への合流点	佐保川への合流点	佐保川への合流点	佐保川への合流点	佐保川への合流点	大和川への合流点	大和川への合流点	大和川への合流点	先。 奈良県北葛城郡王寺町藤井地	下流端	間
に規定するとこれに対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対している。	期間	する。」	一	-	その加他	実 施幾								I	<u> </u>		期	会 2	かる。海に
に規定する休日を除く。 法律(昭和二十三年法律第百七十八号) ただし、日曜日及び国民の祝日に関する まての間 CアCCから一十〇〇まで	までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。今和四年一月一日から同年二月二十八日の脚の年二月二十八日の脚の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の	令和三年十二月二十四日 令和三年十二月二十四日	□ 前書におって見たの業権というとも「日本の数値である。」 「日本の数値である。」 「日本の数値である。」 「日本の数値である。」 「日本の数値である。」 「日本の数値である。」 「日本の数値である。	こ 前己く成の子気の至草をよ、世界則施する。			か 化韓四一変四四分つ九沙東経一四二度四二分四六秒	北東 経	(4) 北緯四一度四五分三九秒 東希一四二度〇七分四七秒	で、現在一日に変)の計画に対する。 北緯四一度二○分一○秒東経一四二度五九分四六秒	(1) 北緯四一度二〇分一〇秒	東経一四二度五九分四六秒の間、北緯四一度四三分〇九秒の間)別で海面から高度九、一四四メートルまで		域 日高仲海面の次のアから対までの六点をに規定する休日を除く。	ただし、日曜日及び国民の祝日に関するまでの間、○八○○から一七○○まで。	間 令和四年一月一日から同年二月二十八日 防衛大臣 岸 信夫	《三年十二月二十四日	A。 海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施

出典:インターネット官報より

図 8-2 大和川水系大和川 指定公示 (官報告示②)

(2) 高城川水系高城川 (知事指定・県報告示)

(1)	令和 5	年7月	18	1 3	火曜	日			宮		城	県		公		報								身	第42]	l号	
歌及び十番 地先から十番六地先までの水路敷	六、十二番一、十三番一、十四番一、十四番二、十七番、十八番、十九番、二十番、十三番一番一、八十三番三及び六十七番一地先から六十九番一地先までの道路敷並びに同字崩十番一、	九番三、七十番六、七十一番二十六、七十二番、七十五番、七十九番、八十番、八十二番、八十三十九番二、六十二番、六十二番、六十二番、六十九番二、六十八番、六十九番二、六十九番二、六十九番二、六十	五十六番十	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字東浦田五十六番三、五十六番八、五十六	一 土砂等搬入禁止区域の位置	宮城県知事	令和五年七月十八日	により、土砂等搬入禁止区域を次のとおり指定したので告示する。	土砂等の埋立て等の規制に関する条例(令和元年宮城県条例第七十四号)	○宮城県告示第四百九十九号	告示	○土地改良区役員の就任及び退任の届出	○特定都市河川流域における基準降雨	○特定都市河川及び特定都市河川流域の指定	○道路の供用開始	○救急医療機関の認定	○土砂等搬入禁止区域の指定	告 示		目 次				「上げ」「クキー	当が言べい	コーシーマーション	
	十九番、二十番、十三番一地先ュ路敷並びに同字崩十番一、十番	八番、八十番、八十二番、八十三 六十九番二、六十九番二、六十	五十六番十七、五十九番一、五	五十六番九、五十六番十、五十六番十		村井嘉浩			- 四号)第二十三条第一項の規定			(北部地方振興事務所) 四	(同)二	(河川課)	(道路課)	(医療政策課)	(廃棄物対策課)		ページ			宮本電	発 務 場 三 0	仙台 丁 l 22(青報· 市 1 8 211	青葉 番 1)22	区 号 67
○宮城県告示第五百二号	県 道 馬籠志津川	種 類の 路 線		令和五年七月十八日	木事務所において一般の縦覧に供する。	その関係図面は、会	開始するので告示する。	道路法(昭和二十七	○宮城県告示第五百一号	金上病院	人金上	名称		令和五年七月十八日	救急病院と認定した。	救急病院等を定める省令	○宮城県告示第五百号	引き続き存すると認められるため。	り、土砂等の崩落、	指定期間である六ヵ	立て等が行われ、勾	一の区域において	四 指定の理由	令和五年七月二十一日から令和	三 指定の期間	四二、〇五七・三	一 土砂等搬入禁止区域の面積
号	同市本吉町牛王野沢七番一地先まで 気仙沼市本吉町牛王野沢七番一地先から	名 供用開始		Ĥ	の縦覧に供する。	令和五年七月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土	0	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を	号		角田市角田字田町五	所 在 地		Î		(昭和三十	-5	められるため。	飛散又は流出による災害が発生し、人の生命、身体又は財産を害するおそれが	指定期間である六ヵ月間を満了した後も、当該区域	勾配が急な法面や締め固めが不十分な部分があり、従前の土砂等搬入禁止区域の	の区域においては、土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可を受けずに土砂等の埋		- 一日から令和六年一月二十日まで		〇五七・三九平方メートル	「域の面積
	地先まで	の区間	宮城県知事村			宮城県庁(土木部道路		二項の規定に基づき、		# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	令和五年七月十八日	認定年月日	宮城県知事 村			-九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、			し、人の生命、身体又	において土砂等の埋立	分な部分があり、従前	関する条例に基づく許		で			
	令和五年	供用開始年月日	井嘉浩			課)及び宮城県気仙沼土		次のように道路の供用を		3 3 -	令和八年七月十七日	認定の有効期限	井嘉浩			規定により、次の病院を			は財産を害するおそれが	当該区域において土砂等の埋立て等を継続することによ	この土砂等搬入禁止区域の	:可を受けずに土砂等の埋					

出典:宮城県のウェブサイトより

図 8-3 高城川水系高城川 指定公示 (県報告示①)

新	1						1							十百	る同
堀 川	小迫川	大追川	深 谷 川	広長川	鶴田川	穴川	新川	中川	高城川	Ì	可 各	特定都市河川	令和五年	の規定に	条第三項
左岸 大崎市鹿島台大迫字柘ノ木沢二一 香地先 大崎市鹿島台大迫字向山一二番一 地先	大崎市鹿島台大迫字津花河原 大清水橋	大崎市鹿島台大迫字貝抜沢 早坂橋	左岸 大崎市鹿島台深谷字梁谷沢一四番 地先 大崎市鹿島台深谷字鈴ケ沢七番地 先	大崎市鹿島台広長字生袋青木下暗渠	黒川郡大郷町大松沢・大森川合流点	左岸 宫城郡松島町幡谷字蝦穴六三番五右岸 宫城郡松島町幡谷字蝦穴六三番五七岸 宮城郡松島町幡谷字蝦穴六三番五地先	地先の砂防ダム下流端宮城郡松島町高城字石田沢一二一番の五	の用水堰下流端 宮城郡松島町櫻渡戸字大貝口一番一地先	回宮城郡松島町幡谷字蝦穴・吉田川伏越吐	上流端	区		令和五年七月十八日	十項の規定により告示する。	同条第三項の規定により、特定都市河川及び特定都市
鶴田川への合流点	鶴田川への合流点	鶴田川への合流点	広長川への合流点	鶴田川への合流点	口宮城郡松島町幡谷字蝦穴・吉田川伏越吐	左岸 宫城郡松島町幡谷字品井沼一番三 三地先 三地先	高城川への合流点	高城川への合流点	松島湾	下流端	間		宮城県知事 村 井 嘉 浩		特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定したので、同条第
										宮城県知事 村 井 嘉 浩	令和五年七月十八日	和五年宮城県告示第五百二号で指定した特定都市河川流域における基	特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第百六十八号)第九条第二項の規定により、○宮城県告示第五百三号	(「次の図面」は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。)	次の図面の赤色枠で囲まれた区域

出典:宮城県のウェブサイトより

図 8-4 高城川水系高城川 指定公示 (県報告示②)

9. 流域水害対策協議会の設置 (ガイドライン第3章 P3-1~3-5)

流域水害対策協議会の設置の目的や構成員について以下に示す。

<ガイドラインから抜粋>

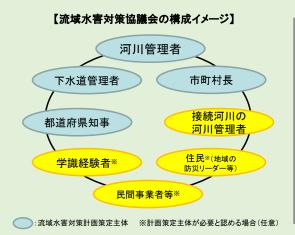
● 協議会等の目的

河川管理者等は、共同して流域水害対策計画を定めなければならないことから、特定都市河川の指定後、計画の策定等に関する協議に着手するためにも、計画の実施・運用のための体制を構築する必要がある。

国土交通大臣が指定した特定都市河川流域においては、流域水害対策計画の策定主体が共同して、流域水害対策協議会を組織しなければならない。

また、都道府県知事が指定した特定都市河川流域においては、都道府県流域水害対策協議会を組織することができるとされている。

協議会については、既にある他の協議会等の枠組みを活用して流域水害対策協議会を組織することも可能である。



(協議会設置)

国土交通大臣指定河川:設置必須都道府県知事指定河川:設置任意

(構成員)

流域水害対策計画策定主体 接続河川の河川管理者 学識経験者その他の計画策定主体が 必要と認める者

(協議事項の例)

流域水害対策計画の作成に関する協議 計画の実施に係る連絡調整

☆ 構成員は協議結果を尊重

● 構成員

流域水害対策協議会の必須構成員は、特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長、当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者並びに当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者である。

また、必須の構成員に加え、河川管理者等が必要と認める者を構成員とすることができる。

例えば、関連する行政機関、専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者、 広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村、河川協力団体、水防協力団体のほか、雨水 貯留浸透施設整備等の流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、雨水貯留浸透施 設を整備しようとする企業、地域の防災活動を主導している住民等が考えられる。これらの者の 参画については、流域水害対策協議会の意見も踏まえ選定することが考えられる。

なお、特定都市河川流域における内水域の有無にかかわらず、或いは、当該流域に係る下水道 事業計画がない場合や今後の同計画の策定の見通しがない場合であっても、特定都市河川流域に 係る特定都市下水道の下水道管理者は、協議会の構成員とならなければならない。

また、幹事会・部会・ワーキンググループ等の協議会の下部組織の設置や構成員に係る委任の可否等、協議会の運営に係る対応に当たっては、事務負担の軽減等の観点も踏まえつつ、協議会における協議・合意の上で、規定を設けること。

流域水害対策協議会の規約事例

(1) 大和川水系大和川

大和川の流域水害対策協議会で定められた規約事例を以下に掲載する(図 9-1、図 9-2)。また、下部組織を設置した場合の参考として、検討 WG の規約事例も併せて掲載する(図 9-3、図 9-4)。

検討 WG では、河川部局や下水道部局に加え、まちづくり部局や都市計画、建築部局等も構成員になっており、一緒に議論を進めている。

なお、下部組織の設置は必須ではないため、必要に応じて規約、構成員等を参考にされたい。

大和川流域水害対策協議会規約

(名称)

第1条 この会議は、大和川流域水害対策協議会(以下「協議会」)とする。

(目的)

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい大和川流域において、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を効果的かつ円滑な実施を図るため、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的に、特定都市河川浸水被害対策法第六条に基づき設置するものである。

(協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
 - 2 協議会には座長を置くものとし、座長は近畿地方整備局長が務める。
 - 3 協議会の運営、進行及び招集は座長が行う。
 - 4 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の協議会への参加を求めることができる。
 - 5 協議会は、必要に応じて検討 WG を設置することができる。

(協議会の実施事項)

- 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - 1 大和川流域水害対策計画の策定及び変更。
 - 2 協議会を開催し、上記計画に定められた事項について、各構成員がそれぞれ又は連携して 実施している取組状況等について共有・検討する。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議 会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

- 第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
 - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、協議会構成員の確認を得た後、公 表するものとする。

(事務局)

- 第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
 - 2 事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川整備課、下水道課が行う。

出典:大和川河川事務所のウェブサイトより

図 9-1 大和川水系大和川 流域水害対策協議会規約①

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

規約は、令和4年1月12日から施行する。

一部改正 令和4年3月16日

別表 1

大和川流域水害対策協議会組織

〇印は座長

奈良県 知事

奈良県 総務部長

奈良県 危機管理監

奈良県 水循環・森林・景観環境部長

奈良県 食と農の振興部長

奈良県 県土マネジメント部長

奈良県 地域デザイン推進局長

奈良市長

大和高田市長

大和郡山市長

天理市長

橿原市長

桜井市長

御所市長

生駒市長

香芝市長

葛城市長

宇陀市長

平群町長

三郷町長

斑鳩町長

安堵町長

川西町長

三宅町長

田原本町長

高取町長

明日香村長

上牧町長

王寺町長

広陵町長

河合町長

大淀町長

〇近畿地方整備局 局長

近畿地方整備局 建政部長

近畿地方整備局 河川部長

近畿農政局 農村振興部長

近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長

近畿地方環境事務所長

近畿財務局 奈良財務事務所長

奈良地方気象台長

奈良県防災士会 理事長

出典:大和川河川事務所のウェブサイトより

大和川流域水害対策協議会検討 WG 規約

(名称)

第1条 この会議は、大和川流域水害対策協議会検討WG(以下「検討WG)とする。

(目的)

第2条 検討WG は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい大和川流域において、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を効果的かつ円滑な実施を図るため、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的に、大和川流域水害対策協議会規約第3条第5項に基づき設置するものである。

(検討 WG の構成)

- 第3条 検討WGは、別表1の職にある者をもって構成する。
 - 2 検討 WG の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 3 事務局は、第1項によるもののほか、検討 WG 構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の検討 WG への参加を求めることができる。

(検討 WG の実施事項)

- 第4条 検討WGは、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - 1 協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域対策等の各種検討、調整を行い、結果について協議会へ報告する。
 - 2 検討 WG を開催し、大和川流域水害対策計画に定められた事項について、各構成員がそれ ぞれ又は連携して実施している取組状況等について共有・検討する。

(会議の公開)

第5条 検討 WG の会議及び資料は、原則非公開とし、検討 WG の結果は、協議会への報告をもって公開する。

(事務局)

- 第6条 検討WGの庶務を行うため、事務局を置く。
 - 2 事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川整備課、 下水道課が行う。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討 WG の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、検討 WG で定めるものとする。

(附則)

規約は、令和4年3月16日から施行する。

出典:大和川河川事務所のウェブサイトより

図 9-3 大和川水系大和川 流域水害対策協議会検討 WG 規約①

別表 1

大和川流域水害対策協議会検討 WG 組織

印は窓口

奈良県 総務部企画管理室長補佐、総務部ファシリティマネジメント室長補佐、知事公室防災統括室 長補佐、水循環・森林・景観環境部企画管理室長補佐、水資源政策課長補佐、森と人の共生 推進課長補佐、森林資源生産課長補佐、食と農の振興部企画管理室長補佐、農村振興課長補 佐、県土マネジメント部企画管理室長補佐、河川整備課長補佐、砂防・災害対策課長補佐、 下水道課主幹、技術管理課長補佐、地域デザイン推進局県土利用政策室主幹、住まいまちづ くり課長補佐、建築安全推進課長補佐、教育委員会学校支援課長補佐、

奈良土木事務所計画調整課長、郡山土木事務所計画調整課長、高田土木事務所計画調整課長、 中和土木事務所計画調整課長、吉野土木事務所計画調整課長

奈良市 危機管理課長、河川耕地課長、都市計画課長、開発指導課長、下水道事業課長

大和高田市 土木管理課長、都市計画課長、下水道課長

大和郡山市 市民安全課長、<u>建設課長</u>、管理課長、まちづくり戦略課長、下水道推進課長、 農業水産課長

天理市 土木課長、都市整備課長、監理課長、農林課長、下水道課長、防災安全課長

橿原市 道路河川課長、建築指導課長

桜井市 危機管理課長、土木課長、下水道課長、農林課長

御所市 都市整備課長、建設課長、地域協働安全課長

生駒市 防災安全課長、農林課長、土木課長、下水道課長、都市計画課長、建築課長、事業計画課長

香芝市 土木課長、危機管理課長、農政土木管理課長、下水道課長

葛城市 建設課長、生活安全課長、都市計画課長、下水道課長

宇陀市 <u>建設課長</u>、まちづくり推進課長、下水道課長、農林課長、危機管理課長、総合政策課長、 環境対策課長

平群町 総務防災課長、経済建設課長、上下水道課長

三郷町 総務課長、都市建設課長、下水道課長

斑鳩町 安全安心課長、建設農林課長、都市創生課長、上下水道課長

安堵町 建設課長、危機管理室課長

川西町総務課長、事業課理事

三宅町 まちづくり推進部次長

田原本町 防災課長、まちづくり建設課長、下水道課長、地域産業推進課長

高取町 総務課長、事業課長

明日香村 総務財政課長、地域づくり課長

上牧町 総務課長、まちづくり推進課長、建設環境課長

王寺町 危機管理室課長、建設課長、都市計画課長、まちづくり推進課長、上下水道課長

広陵町 安全安心課長、都市整備課長

河合町 安心安全推進課長、まちづくり推進課長

大淀町 総務課長、建設産業課長

近畿農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官

近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所 災害調整専門官

近畿地方環境事務所 環境対策課長

近畿財務局 奈良財務事務所 管財課長

奈良地方気象台 防災管理官

出典:大和川河川事務所のウェブサイトより

図 9-4 大和川水系大和川 流域水害対策協議会検討 WG 規約②

10. 流域水害対策計画の策定 (ガイドライン第4章 P4-1, 4-10)

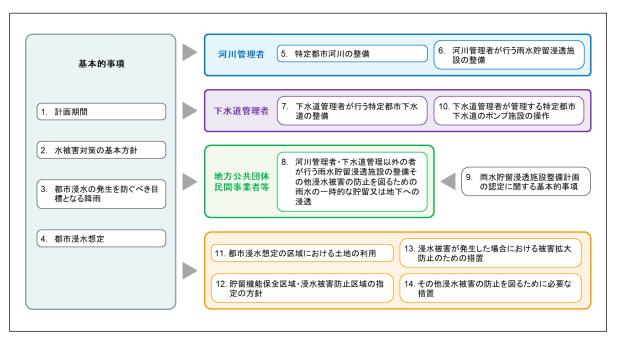
10.1. 流域水害対策計画の目的

流域水害対策計画は、流域治水の実効性を高め、あらゆる関係者の協働による水害に強い地域づくりの実践に向けた計画であり、策定に当たっては、特定都市河川流域の関係者が一堂に会する流域水害対策協議会等の場において協議・検討するものである。

また、流域水害対策計画は、特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域内の都道府県及び市町村の長並びに特定都市下水道の下水道管理者(以下「河川管理者等」という。)が共同して定めるものであり、河川整備や下水道整備に加え、地方公共団体や民間事業者等による流出抑制対策及び土地利用の方針等を法定計画として位置づけるものとされている。

同計画には、都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(以下「計画対象降雨」という。)、計画対象降雨が生じた場合の都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深(以下「都市浸水想定」という。)並びに都市浸水による被害を防止するために流域の関係者が一体となって総合的・多層的に講じる浸水被害対策等を定めるものとされている。

流域水害対策計画に定める事項は、法第4条第2項各号に規定されており、図10-1に示す。



出典:特定都市河川ポータルサイトより

図 10-1 流域水害対策計画に記載する事項

10.2. 流域水害対策計画の策定フロー

流域水害対策計画の策定フローについては、令和 6 年 4 月 12 日付けで事務連絡を発出しており、大臣指定河川、知事指定河川における策定までの流れを示している。大臣指定河川では、国土交通本省内の各部局において、記載内容の確認を行っている。知事指定河川においては、大臣同意に関する事務は各地方整備局において実施するが、当面の間、国土交通本省の関係各課においても記載内容を確認することとしている。以下にそれぞれのフローを参考に示す(図10-2、図 10-3)。

(1) 大臣指定河川の流域水害対策計画策定までの流れ

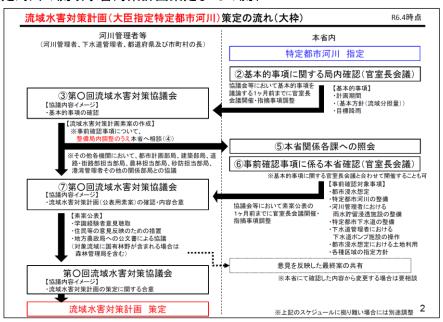


図 10-2 大臣指定河川の流域水害対策計画策定までのフロー

(2) 知事指定河川の流域水害対策計画策定までの流れ

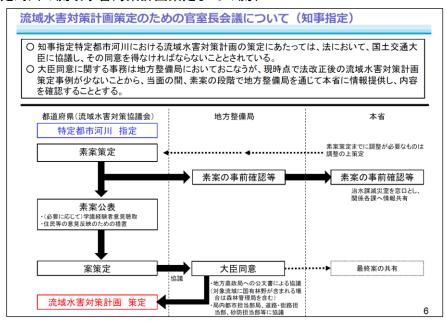


図 10-3 知事指定河川の流域水害対策計画策定までのフロー

流域水害対策計画の策定事例

(1) 大和川水系大和川

大和川流域では、策定にあたり、「パブリックコメントの募集」、「住民との意見交換会(現地 視察を含む)の開催」、「河川及び下水道等に関し学識経験者への意見聴取」が実施され、流域 関係者と協働し策定された(図 10-4)。計画の詳細については近畿地方整備局大和川河川事務 所のウェブサイトに掲載されているので参考にされたい。

(URL: https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/guide/tokuteitoshikasenn/plan/index.html)

また、策定に当たっての記者発表資料も参考に示す(図 10-5~図 10-8)。同資料には、計画 策定のポイント、策定までのスケジュール等も掲載されている。

大和川流域水害対策計画

令和4年5月

国土交通省近畿地方整備局

奈 良 県

奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市桜井市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市宇陀市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町川西町 三宅町 田原本町 高取町 明日香村上牧町 王寺町 広陵町 河合町 大淀町

出典:大和川河川事務所のウェブサイトより

図 10-4 大和川流域水害対策計画 表紙



令和4年5月27日 14時00分 大和川河川事務所·奈良県

大和川流域水害対策計画を策定しました

~特定都市河川浸水被害対策法の改正後、全国初となる計画策定~

大和川流域(奈良県)において、浸水被害対策の総合的な推進のため、 特定都市河川浸水被害対策法の改正後、全国で初めて「流域水害対策計画」 を策定しましたので公表します。

今後、「大和川流域水害対策計画」に基づき、遊水地等の河川整備の加速化や、流域内の貯留施設整備の支援及び推進、並びに水害リスクをふまえた土地の区域指定など、「流域治水」を本格的に実践して参ります。

〇大和川流域水害対策計画

- ・ 特定都市河川浸水被害対策法第4条に基づき、大和川特定都市河川流域を対象に、 近畿地方整備局長、奈良県知事及び同流域25市町村の長が共同して策定しまし た。(別紙1)
- ・ 計画本文は、大和川河川事務所 HP に掲載します。 https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/guide/tokuteitoshikasenn/conference/conference.html
- 〇計画のポイントについては、別紙2をご覧下さい。
- 〇策定の経緯については、別紙3をご覧下さい。

<取扱い> -

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、奈良県政・経済記者クラブ、 奈良市政記者クラブ

<問合せ先> 大和川流域水害対策協議会 事務局

大和川河川事務所 電話 072-971-1381

奈良県 県土マネジメント部 河川整備課 電話 0742-27-7507

下水道課 電話 0742-27-7525

図 10-5 大和川流域水害対策計画 記者発表資料①

(別紙1)

大和川流域水害対策計画

特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第3条の規定に基づき、令和3年12月24日付けで特定都市河川及び特定都市河川流域に指定された大和川及び大和川流域について、同法第4条第1項の規定に基づき、別添のとおり大和川流域水害対策計画を策定する。

令和4年5月27日

近畿地方整備局長

奈良県知事

奈 良 市 長 大和高田市長 大和郡山市長 天 理 市 長 橿原 市長 桜 井 市 長 生 駒 市 長 御 所 市 長 香 芝 市 長 葛 城 市 長 宇 陀 市 長 平 群 町 Ξ 斑鳩 町 郷 町 長 町 長 安 堵 長 川西 町 長 三 宅 町 長 田原本町長 高 取 町 長 明日香村長 上 牧 町 長 王 寺 町 長 広 陵 町 長 河 合 町 튽 大 淀 町 長

計画本文は、大和川河川事務所 HP に掲載いたします。

https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/guide/tokuteitoshikasenn/conference/conference.html

図 10-6 大和川流域水害対策計画 記者発表資料②



図 10-7 大和川流域水害対策計画 記者発表資料③

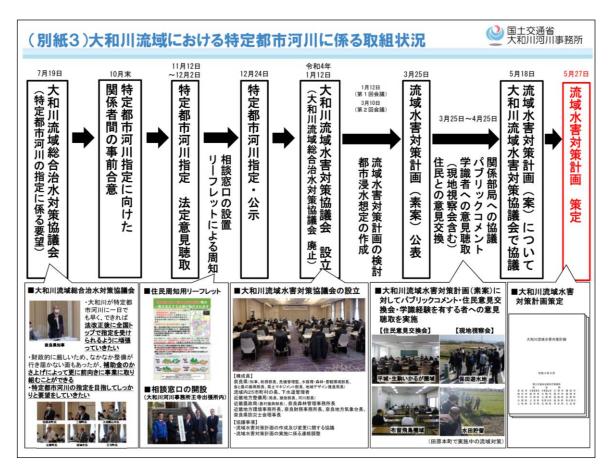


図 10-8 大和川流域水害対策計画 記者発表資料(4)